

特定健診・特定保健指導のデータファイル送付用
ファイルアーカイブ仕様説明書
Version 3

送付用ファイルアーカイブ仕様説明書	Version: 3
	2017.03.31

目次

1.	はじめに	4
1.1	目的	4
1.2	参考資料	4
2.	送付用ファイルアーカイブ仕様	4
2.1	フォルダ構成	5
2.1.1	ルートフォルダ	6
2.1.1.1	一般規則	6
2.1.1.2	健診機関から事業者への健診結果・決済情報提出時	7
2.1.1.3	事業者等から保険者への健診結果・決済情報提出時	7
2.1.2	データフォルダ	9
2.1.3	決済情報フォルダ	9
2.1.4	XMLスキーマフォルダ	10
2.2	ファイル命名規則	11
2.3	アーカイブ規則	12
2.4	各交換パターンにおけるファイル構成	12
3.	サンプル	13

送付用ファイルアーカイブ仕様説明書	Version: 3
	2017.03.31

修正履歴

2008.04.03 V1.51 より以後の修正履歴

日付	版	修正内容
2008年4月3日	1.51	厚労省通知と連携
2009年3月30日	2	<p>※仕様上の曖昧さを解消するため、および理解を助けるための説明を追加。</p> <p>※XML仕様上の変更はない。</p> <p>1.1 説明を適正化。</p> <p>2.4 表外の注に説明を補足。不要なフォルダは格納しないことを明記。また、国保に費用決済を伴わない特定健診結果データを提出する場合の注意を追記。</p>
2017年3月31日	3	<ul style="list-style-type: none"> ・他の仕様説明書と合わせてバージョンを「2」から「3」に修正 ・ファイル名「集計情報ファイル」を「決済情報集計ファイル」に修正 ・1.2 参考資料の資料名を修正 ・その他既存誤記修正

送付用ファイルアーカイブ仕様説明書	Version: 3
	2017.03.31

送付用ファイルアーカイブ仕様説明書

1. はじめに

1.1 目的

本書は、特定健診・特定保健指導データの電子的交換において、提出に必要な一連のファイルのフォルダ構成、及び、ファイル名の仕様を定めたものである。これらは、厚生労働省通知「電磁的方法により作成された特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の取扱いについて（平成20年3月28日健発第0328024号、保発第0328003号）」、「電磁的方法により作成された特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の様式について（平成20年3月28日健総発第0328001号、保総発第0328002号）」に提示されている「特定健診・特定保健指導データのファイルイメージ」に対応する。

本仕様は、以下の事項について規定する。

- ・ 特定健診・特定保健指導 送付用ファイルの格納体系及び配置体系
- ・ 特定健診・特定保健指導 送付用ファイルの圧縮形式

1.2 参考資料

下記は、この文書で参照している標準仕様及び研究報告書等の名称、バージョン、並びにその説明の一覧である。

- [1] 厚生労働省、「標準的な健診・保健指導プログラム（改定版）」
 [2] 厚生労働省、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」
 [3] 財団法人地方自治情報センター, 全国地方公共団体コード, <http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/>
 ※[1]、[2]については、厚生労働省 HP 「特定健診・特定保健指導について」
 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000161103.html>) に公表されている最新版を参照すること。

2. 送付用ファイルアーカイブ仕様

特定健診データ、及び、特定保健指導データの送付用ファイルアーカイブ仕様を示す。同一提出先に、特定健診データと特定保健指導データの両方を提出する場合でも、特定健診用と特定保健指導用のそれぞれ異なるアーカイブファイルを作成する。

この文書で「アーカイブ」とは、送付すべき複数の電子ファイルを一定の規則にもとづいて並べ（フォルダまたはディレクトリに配置し）、定められたルールにもとづいてファイル名やフォルダ名（ディレクトリ名）を付与し、その上でそれらのファイルを1つのファイルに圧縮してまとめあげることを指している。

「ファイルアーカイブ」とは送付すべき複数の電子ファイルに対して上記の操作を実施することである。

「アーカイブファイル」とは上記の操作を実施した結果、作成される1つの送付用のファイル（圧縮ファイル）のことで、本仕様では圧縮方法に ZIP 圧縮形式を使用しているため、ひとつの ZIP ファイルを指す。

本規格は、事業者健診や健康増進法に基づくがん検診といった、特定健診以外の他の健診結果の送付時にも使用することができる。このとき、健診実施主体（保険者や市町村衛生部門等）と健診機関との契約によって、1つの請求先に対して複数の健診事業の結果を提出することがありうる。そ

送付用ファイルアーカイブ仕様説明書	Version: 3
	2017.03.31

の場合は、健診結果ファイル、決済情報ファイル、及び、それらを格納する送付用アーカイブファイルは、健診事業別にそれぞれ作成する。

2.1 フォルダ構成

特定健診データ、及び、特定保健指導データの送付用ファイルアーカイブのフォルダ構成を図1に示す。

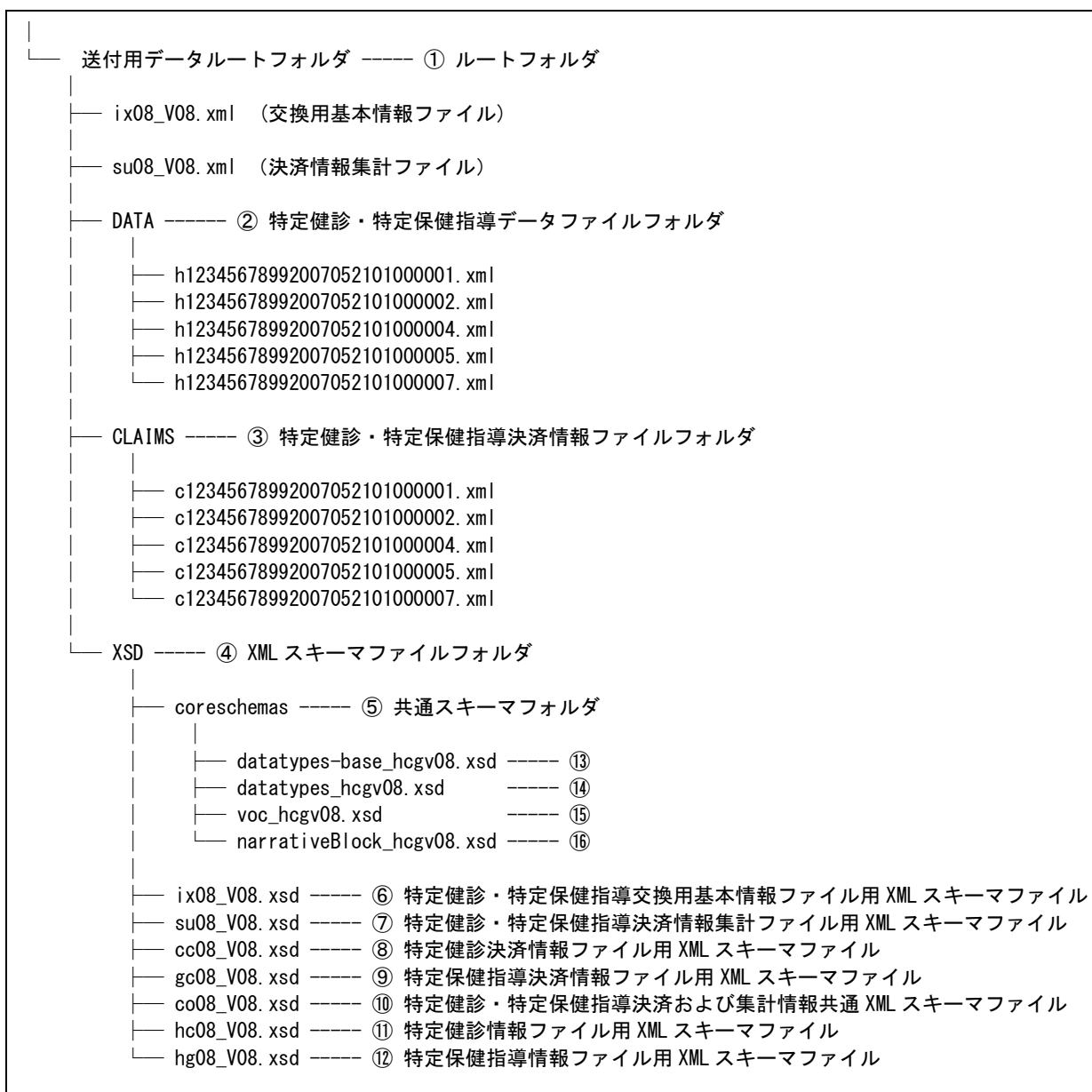


図1 送付用ファイルアーカイブのフォルダ構成

送付用ファイルアーカイブ仕様説明書	Version: 3
	2017.03.31

2.1.1 ルートフォルダ

送付用ファイルアーカイブのルートフォルダ名の命名規則を以下に示す。このフォルダには、特定健診情報・特定保健指導情報交換用基本情報ファイルと、決済情報集計ファイルを配置する。また、データファイルフォルダ、決済情報ファイルフォルダ、及び、XML スキーマフォルダを含む。

2.1.1.1 一般規則

図 1 ① に示される、送付用ファイルアーカイブのルートフォルダのフォルダ名は表 1、表 2 に示すように、提出元機関の機関番号、提出先機関の機関番号、提出日、同一日分割番号、及び、実施区分コードから構成される。提出元機関または提出先機関が健診・保健指導機関の場合、機関番号は 10 桁となる。また、提出元機関または提出先機関が代行機関の場合、8 桁の代行機関番号を指定する。提出元機関または提出先機関が保険者の場合、保険者番号は 8 桁未満の場合もあり得る。その場合は先頭をゼロ埋めし 8 桁とする。市町村への提出データは、全国地方公共団体コード[3]と市町村部門コード（表 10）を組み合わせた 7 桁を提出先機関番号とする。提出日は西暦（YYYYMMDD 形式）で指定する。同一日分割番号（N）は、表 1 に記載したルールで 1 桁の数字を指定する。実施区分コード（X）には、表 5 に示す実施区分を指定する。

[提出元機関番号]_[提出先機関番号]_[提出年月日(YYYYMMDD)]_[同一日分割送信回数(N)]_[実施区分コード(X)]

表 1 ルートフォルダ名規則

長さ	内容	フォーマット	例
8～10	提出元機関番号	nnnnnnnn[nn]	1234567890
7～10	提出先機関番号	nnnnnnn[nnn]	1234567899
8	提出年月日	yyyymmdd	20070612
1	同じ送信元機関から同じ送信先機関に同日に複数回送信する場合（同日分割送信）、送信回数識別番号。1 回目の送信では 0 とし、同日に 2 回目以降の送信をする場合、1、2、3、…と増やしていく。最大 9 までとする。1 回で送信を完了する場合にも 0 を指定する。	n	0
1	実施区分コード（表 5）	n	1

送付用ファイルアーカイブ仕様説明書	Version: 3
	2017.03.31

表2 ルートフォルダ名に使用する各設定値

	特定健診/特定保健指導機関→代行機関	特定健診/特定保健指導機関→保険者	特定健診機関→市町村衛生部門	特定健診機関→市町村一般衛生部門	保険者→保険者
提出元機関番号	健診/保健指導機関番号	健診/保健指導機関番号	健診機関番号	健診機関番号	(異動元) 保険者番号
提出先機関番号	代行機関番号(8桁)	保険者番号(8桁:8桁に満たない場合はゼロ埋めする)	全国地方公共団体コード[3]+市町村部門コード(表10)(7桁)	全国地方公共団体コード[3]+市町村部門コード(表10)(7桁)	(異動先) 保険者番号
種別コード(実施区分コード)	特定健診データ:「1:特定健診情報」 特定保健指導データ:「2:特定保健指導情報」	特定健診データ:「1:特定健診情報」 特定保健指導データ:「2:特定保健指導情報」	「4:他の健診結果の受領分」	「4:他の健診結果の受領分」	特定健診データ:「1:特定健診情報」 特定保健指導データ:「2:特定保健指導情報」

2.1.1.2 健診機関から事業者への健診結果・決済情報提出時

事業者健診や学校保健安全法による健診をおこなう事業者(学校の設置者等)は、代行機関番号や保険者番号のように、一意に識別可能な機関番号を持っていない。そのため、一般規則のルートフォルダ名において、提出先機関番号を使用しない形とする。

[提出元機関番号]_[提出年月日(YYYYMMDD)]_[同日分割送信回数(N)]_[実施区分コード(X)]

表3 事業者への結果提出時のルートフォルダ名規則

長さ	内容	フォーマット	例
10	提出元機関番号 健診機関番号(10桁)を指定。	nnnnnnnnnn	1234567890
8	提出年月日	yyyymmdd	20070612
1	同じ送信元機関から同じ送信先機関に同日に複数回送信する場合(同日分割送信)、送信回数識別番号。1回目の送信では0とし、同日に2回目以降の送信をする場合、1、2、3、…と増やしていく。最大9までとする。1回で送信を完了する場合にも0を指定する。	n	0
1	実施区分コード 「4:他の健診結果の受領分」を指定。	n	1

2.1.1.3 事業者等から保険者への健診結果・決済情報提出時

事業者健診や学校保健安全法による健診をおこなう事業者(学校の設置者)は、代行機関番号や保険者番号のように、一意に識別可能な機関番号を持たない。そのため、一般規則のルートフォルダ名において、提出元機関番号は、特別な機関番号「552111111」または「663111116」を使用する。

以下、特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引きから引用

送付用ファイルアーカイブ仕様説明書	Version: 3
	2017.03.31

==引用開始==

④医療保険者自身で特定健診・特定保健指導を実施した場合の付番ルール

医療保険者自身で特定健診・特定保健指導を実施（直営）する場合は、支払基金（国）への実績報告時に、健診や保健指導を実施した機関を記載する欄が、委託していないために空欄となってしまうことを避けるため（記入漏れなのか不明なのかを判別するため）、医療保険者自身で実施したことを示す共通の番号を記入することとする（55から始まるこの番号は、どの医療保険者でも共通して使用する）。

また、この番号は、特に保健指導実施後の評価において、直営と委託との区別をつけて、その成果の違いを見る上でも重要である。

なお、医療保険者自身で実施しつつ、他の医療保険者からも受託する場合は、自身のデータファイルの実施機関欄には自身で実施した共通番号（55から始まる番号）を、他の医療保険者に送付するその医療保険者のデータファイルの実施機関欄には、健診・保健指導機関としての番号を（事前に申請し番号を取得しておく必要がある）、それぞれ記入することとなる。

⑤他の健診・保健指導（他の法令や償還払い）による実施結果受領時の付番ルール

事業者健診等他の法令に基づく健診・保健指導の実施結果や、償還払いによる実施方法を採用する医療保険者が加入者から受領する実施結果は、実施した機関が特定健診・特定保健指導の受託機関となっていない場合は機関番号がなく、支払基金（国）への実績報告時に健診や保健指導を実施した機関を記載する欄が空欄となってしまう。これを避けるため（記入漏れなのか不明なのかを判別するため）、医療保険者は、実施機関が保険医療機関であれば保険医療機関番号を、保険医療機関ではない（あるいは保険医療機関か否かが不明）場合は他の健診・保健指導の実施機関としての共通番号を、記入することとする（66から始まるこの番号は、どの医療保険者でも共通して使用する）。

図表:付番ルールにおける留意事項

桁数	区分	市町村衛生部門が健診・保健指導機関として登録する場合	医療保険者自身が実施する場合	他の健診・保健指導（他の法令や償還払い）の実施機関
2	都道府県コード	(通常と同じ)	55	66
1	機関区分コード	2	2	3
6	機関コード	9(自治体を示す) + 現行市町村番号(3桁) + 枝番号*(2桁)	111111	111111
1	チェックデジット	(通常と同じ)	1(通常と同じ)	6(通常と同じ)

==引用終了==

例) 5521111111_[提出先機関番号]_[提出年月日(YYYYMMDD)][同日分割送信回数(N)]_[実施区分コード(X)]

例) 6631111116_[提出先機関番号]_[提出年月日(YYYYMMDD)][同日分割送信回数(N)]_[実施区分コード(X)]

* 保健所や保健センター等市町村一般衛生部門の中でも複数の実施拠点・施設がある場合が少なくないため、市町村番号に加え、枝番号を用意。これにより、市町村一般衛生部門は実施拠点単位での付番申請を行うこととする(一括申請は可)。なお、国保直診施設等の自治体病院は市町村内に複数あっても、既に保険医療機関として番号を取得済みであるため、新たな付番は不要。

送付用ファイルアーカイブ仕様説明書	Version: 3
	2017.03.31

表4 ルートフォルダ名規則

長さ	内容	フォーマット	例
10	提出元機関番号 特別な機関番号「5521111111」または「6631111116」を指定。	nnnnnnnnnn	1234567890
8	提出先機関番号 保険者番号(8桁)を指定。8桁に満たない場合はゼロ埋めする。	nnnnnnnn	12345678
8	提出年月日	yyyymmdd	20070612
1	同じ送信元機関から同じ送信先機関に同日に複数回送信する場合(同日分割送信)、送信回数識別番号。1回目の送信では0とし、同日に2回目以降の送信をする場合、1、2、3、…と増やしていく。最大9までとする。1回で送信を完了する場合にも0を指定する。	n	0
1	実施区分コード「4: 他の健診結果の受領分」を指定。	n	1

表5 実施区分コード(特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き 付属資料7 別表3)

コード名	コード	内容	備考
実施区分コード	1	特定健診情報	
	2	特定保健指導情報	
	3	国への実施結果報告	
	4	他の健診結果の受領分	事業者健診の結果を受領した場合

2.1.2 データフォルダ

図1②に示されるフォルダ。フォルダ名は「DATA」とする。ルートフォルダ内に配置され、特定健診データファイル、及び、特定保健指導データファイルを含む。データファイルの命名規則は2.2節に示す。

2.1.3 決済情報フォルダ

図1③に示されるフォルダ。フォルダ名は「CLAIMS」とする。ルートフォルダ内に配置され、特定健診決済情報ファイル、及び、特定保健指導決済情報ファイルを含む。データファイルの命名規則は2.2節に示す。

送付用ファイルアーカイブ仕様説明書	Version: 3
	2017.03.31

2.1.4 XML スキーマフォルダ

図 1 ④ に示されるフォルダ。フォルダ名は「XSD」とする。ルートフォルダ内に配置され、特定健診・特定保健指導データの電子的交換に必要な XML スキーマを含む。図 1 ⑥～⑫ に示される各 XML スキーマの詳細を表 3 に示す。各ファイル名の「V08」の部分は、そのスキーマのバージョン番号を表しており、今後スキーマが改訂される度に番号が更新されうる。

表 6 特定健診・特定保健指導 XML スキーマファイル

図 1 中の番号	ファイル名	内容	備考
⑥	ix08_V08.xsd	特定健診・特定保健指導交換用基本情報ファイル用 XML スキーマファイル	
⑦	su08_V08.xsd	特定健診・特定保健指導決済情報集計ファイル用 XML スキーマファイル	
⑧	cc08_V08.xsd	特定健診決済情報ファイル用 XML スキーマファイル	特定健診 送付用ファイルアーカイブでのみ必要
⑨	gc08_V08.xsd	特定保健指導決済情報ファイル用 XML スキーマファイル	特定保健指導用 送付用ファイルアーカイブでのみ必要
⑩	co08_V08.xsd	特定健診・特定保健指導決済および集計情報共通 XML スキーマファイル	ix08_V08.xsd、su08_V08.xsd、cc08_V08.xsd、gc08_V08.xsd で共通に利用される
⑪	hc08_V08.xsd	特定健診情報ファイル用 XML スキーマファイル	特定健診 送付用ファイルアーカイブでのみ必要
⑫	hg08_V08.xsd	特定保健指導情報ファイル用 XML スキーマファイル	特定保健指導用 送付用ファイルアーカイブでのみ必要

健診情報 XML スキーマファイル「hc08_V08.xsd」と保健指導情報 XML スキーマファイル

「hg08_V08.xsd」の中から読み込まれて使用される、共通 XML スキーマファイルは、図 1 ⑤ に示される「coreschemas」フォルダ内に配置する。図 1 ⑬～⑯ に示される各 XML スキーマファイルの詳細を表 7 に示す。

表 7 特定健診・特定保健指導 XML スキーマファイル

図 1 中の番号	ファイル名	内容	備考
⑬	datatypes-base_hcgv08.xsd	HL7 データ型基本 XML スキーマファイル	
⑭	datatypes_hcgv08.xsd	HL7 データ型拡張 XML スキーマファイル	
⑮	voc_hcgv08.xsd	HL7 ボキャブラリドメイン XML スキーマファイル	
⑯	narrativeBlock_hcgv08.xsd	CDA 説明ブロック XML スキーマファイル	

送付用ファイルアーカイブ仕様説明書	Version: 3
	2017.03.31

2.2 ファイル命名規則

特定健診データファイル、特定保健指導データファイル、及び、それぞれの決算情報ファイルの命名規則を表 8 に示す。送付用アーカイブファイル内に、ある受診者の結果データと対応する決済情報が含まれる場合、両者のファイルは 1 対 1 に対応し、先頭の記号 1 文字(h と c、g と p)を除き同一のファイル名を持つ。ただし、個別契約の場合には、健診結果データのみ、または、保健指導結果データのみを委託元に提出する場合があります。その場合には、健診（保健指導）決済情報ファイル、及び、決済情報集計ファイルを含める必要はなく、健診（保健指導）結果データ、XML スキーマファイル、及び、交換用基本情報ファイルのみを送付用アーカイブファイルに含める。

また、保険者間における異動者の健診/保健指導結果データ提出に関しては、健診データファイル名、及び、保健指導データファイル名は自由とし、以下の規則に従う必要はない。

表 8 特定健診・特定保健指導ファイル命名規則

開始位置	長さ	内容	フォーマット	例
1	1	h:特定健診データファイル c:特定健診決済情報ファイル g:特定保健指導データファイル p:特定保健指導決済情報ファイル	X	h
2	10	健診機関番号 (事業者等から保険者へ提出する場合は、「5521111111」または「6631111116」)。	nnnnnnnnnn	1234567899
12	8	ファイル生成日付またはアーカイブ生成日付	yyyymmdd	20070612
20	1	同じ送信元機関から同じ送信先機関に同日に複数回送信する場合(同日分割送信)、送信回数識別番号。1 回目の送信では 0 とし、同日に 2 回目以降の送信をする場合、1、2、3、…と増やしていく。最大 9 までとする。1 回で送信を完了する場合にも 0 を指定する。	n	0
21	1	種別(表 2)	n	1
22	6	同一フォルダ内で同一ファイル名とならないように振られた 6 桁の数字	nnnnnn	000005
28	4	拡張子「.xml」	-	.xml

送付用ファイルアーカイブ仕様説明書	Version: 3
	2017.03.31

2.3 アーカイブ規則

送付用データは ZIP 形式¹による圧縮を行う。圧縮ファイルのファイル名は「ルートフォルダ名.zip」とする。

2.4 各交換パターンにおけるファイル構成

代表的な交換パターンにおける送付用ファイルアーカイブの構成を表9に示す。

表9 各交換パターンにおける送付用ファイルアーカイブ構成

	保険者→ 保険者 (異動者)	事業者→保 険者	特定健診/特 定保健指導 機関→代行 機関	特定健診/ 特定保健指 導機関→保 険者	特定健診機 関→事業者 ²	特定健診機関 →市町村衛生 部門	特定健診機関 →市町村一般 衛生部門
交換用 基本情 報ファ イル	○	○	○	○	○	○	○
決 済 情 報 集 計 ファ イル	—	—	○	○注1	○注1	○*1	○注1
健 診 デ ー タ フ ァ イ ル	○	○	○	○	○	○	○
健 診 決 済 情 報 ファ イル	—	—	○	△注1,2	△注1,2	△注1,2	△注1,2
保 健 指 導 デ ー タ フ ァ イ ル	○	—	○	○	—	—	—
保 健 指 導 決 済 情 報 フ ァ イ ル	—	—	○	△注1	—	—	—

注1：健診結果、保健指導結果のみを提出する場合は、交換用基本情報ファイル、及び、健診データファイル、保健指導データファイルのみでよい。

注2：国保システムの「費用決済を伴わない特定健診結果データ」の場合は、決済情報にある「委託料単価区分コード」が必要となるため、決済情報は必須となる。

表10 市町村部門コード（本仕様独自コード）

コード名	コード	内容	備考
市町村部門 コード	1	市町村介護部門	
	2	市町村一般衛生部門	
	3	介護部門と一般衛生部門を兼務の場合	

¹ <http://www.pkware.com/documents/casestudies/APPNOTE.TXT>

² 学校保健安全法の対象となる学校の設置者も含む

送付用ファイルアーカイブ仕様説明書	Version: 3
	2017.03.31

3. サンプル

以下の特定健診データの送付用ファイルアーカイブのフォルダ構成の例を図3に示す。

健診機関番号	0123456789
提出先機関番号	代行機関 99991234
提出日	平成 19 年 6 月 10 日
同一日、同一送信先への送信回数	1 回目
特定健診情報ファイル件数	5 件
特定健診情報ファイル作成日	平成 19 年 6 月 5 日
特定健診決済情報ファイル件数	5 件
特定健診決済情報ファイル作成日	平成 19 年 6 月 5 日

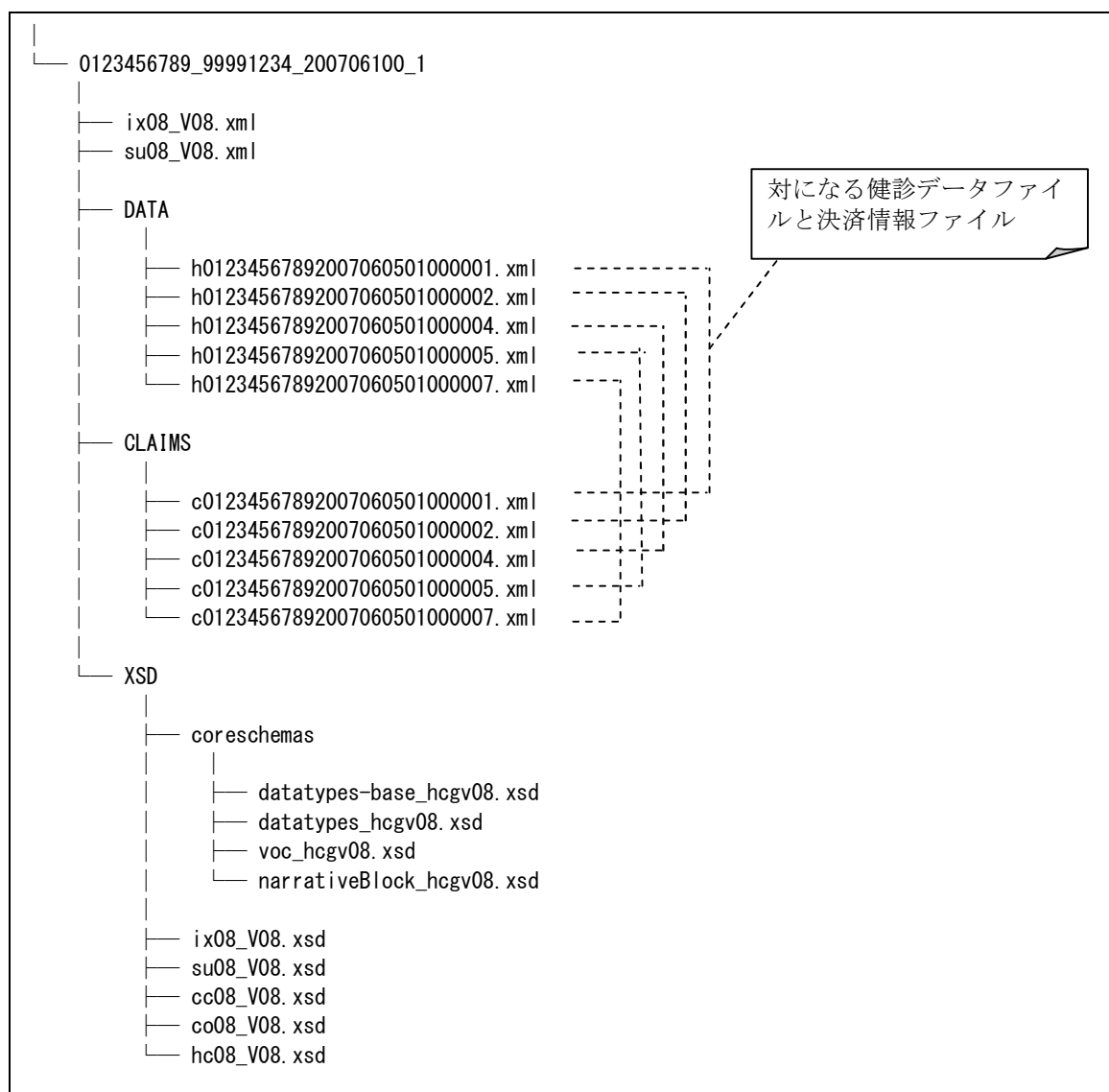


図2 サンプルのフォルダ構成

送付用ファイルアーカイブ仕様説明書	Version: 3
	2017.03.31

本説明文書は、H18年度厚生労働科学研究費補助金・循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業（生活習慣病）：疾病予防サービスの制度に関する研究班の分担研究班「健診データの整備に関する検討(分担研究者：大江和彦)」により作成されました。

また、本説明文書が対象としている特定健診データの標準的電子データ規格は、上記の厚生労働科学研究班のメンバーのほか、下記の厚生労働省「標準的な健診・保健指導の在り方に関する検討会/健診分科会/電子的管理WG（座長：大江和彦）」、保健医療福祉情報システム工業会、日本HL7協会有志、およびここに記載していない多くの方々の献身的な貢献により検討された成果に基づいています。

標準的な健診・保健指導の在り方に関する検討会/健診分科会/電子的管理WG

大江和彦 東京大学大学院医学系研究科
奥 真也 東京大学医学部
窪寺 健 (株)NTTデータ
小林祐一 HOYA グループ総括産業医
酒巻哲夫 群馬大学医学部
松田晋哉 産業医科大学
吉田勝美 聖マリアンナ医科大学
渡辺清明 国際医療福祉大学

保健医療情報システム工業会・HL7協会

大島 義光 (株)日立製作所
大林 正晴 (株)管理工学研究所
香川 正幸 富士通(株)
小西 由貴範 (株)ケーアイエス
田中 教子 (株)ケーアイエス
平井 正明 日本光電工業(株)
橋本 大輔 (株)テクノロジックアート
村上 英 東芝住電医療情報システムズ(株)

その他大学関係等

新田見 有紀 東京大学医学部附属病院
星本 弘之 東京大学医学部附属病院
山本 隆一 東京大学大学院情報学環

送付用ファイルアーカイブ仕様説明書	Version: 3
	2017.03.31

Ver2

本説明文書は、厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室により修正されました。また、下記、「第二期における特定健診・保健指導の円滑な実施に向けたシステム改修に係る特定健康診査・特定保健指導情報ファイル仕様説明書の修正作業班」のメンバーや、ここに記載していない多くの方々の献身的な貢献により検討された成果に基づいています。

特定健康診査・特定保健指導情報ファイル仕様説明書の修正作業班

Ver3

本説明文書は、厚生労働省保険局医療介護連携政策課データヘルス・医療費適正化対策推進室により修正されました。また、「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」の下に設置された「実務担当者による特定健診・特定保健指導に関するワーキンググループ」の作業班メンバーや、ここに記載していない多くの方々の献身的な貢献により検討された成果に基づいています。

実務担当者による特定健診・特定保健指導に関するワーキンググループ作業班